

令和7年度 飯塚市 1号認定(教育標準時間認定)児童の保育料

この保育料は、幼稚園又は認定こども園の幼稚園部分を利用される場合の料金表です。

階層区分		1号認定		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	0	0	0
2・0	ひとり親等の世帯	0	0	0
2・1	市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	0	0	0
3・0	ひとり親等の世帯	0	0	0
3・1	市民税所得割額 ～77,100円以下	0	0	0
4	～211,200円以下	0	0	0
5	211,201円以上	0	0	0

小学校3年生までの子どもが3人以上いる場合のみ、副食費が無償

※色付き部分は副食費免除対象

※保育料は無償となりますが、それ以外の通園送迎費、行事費、食料費などの費用は、無償化の対象外です。

ただし、第1階層から第3・1階層までの世帯の子と第3子以降の子(小学校3年生までの子どもが3人以上いる場合)は副食費が免除になります。

新制度では毎年9月が税額判断基準の切り替え時期となります！

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税額を基準					当年度の市民税額を基準						